

● 新しい入学者選抜制度 Q&A

Q1 I期選抜、II期選抜と2回の受験ができた現行の選抜が1回になり、全員に学力検査を課すことになったのはなぜですか。

A I期、II期選抜を統合し、志願者全員に学力検査を課すことによって、受験生の皆さんが3月までしっかり学習に取り組めるようにし、4月から高校生活へ円滑に進んでいけるようにするためです。

Q2 「志願してほしい生徒像」とはどのようなものですか。

A 高等学校ごとに進路指導や特別活動の特色を明確にし、志願してほしい生徒の具体的な姿について記載されるものです。また、出場した大会名やその結果等、部活動の実績や取得資格などの志願者に求める基準等を記載する場合もあります。

Q3 出願先変更はできますか。

A 設定された期間内において、1回に限り、同一高等学校内で出願先及び出願した選抜の変更、または他の高等学校へ出願先を変更することができます。

Q4 インフルエンザに感染し学力検査日に高熱がある場合はどうなりますか。

A これまで通り、別室受験についての配慮は継続するので、当日受験することは可能です。インフルエンザ等の学校感染症でやむを得ず欠席する場合には、所定の手続きを経て、認められれば県教育委員会の指定する日に学力検査追検査等を受験することができます。

※インフルエンザ等の学校感染症とは、学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」を指します。

【入学者選抜に関するお問い合わせ先】

福島県教育庁高校教育課 〒960-8688 福島市杉妻町2番16号
Tel 024-521-7772 Fax 024-521-7973
HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

2020年度
入試から

県立高等学校の 入試制度が変わります

■ 現行入学者選抜制度からの主な変更点

ポイント 1

I期、II期選抜を統合した新たな選抜（前期選抜）を設け、さらにIII期選抜と同様の選抜を後期選抜として実施します。

ポイント 2

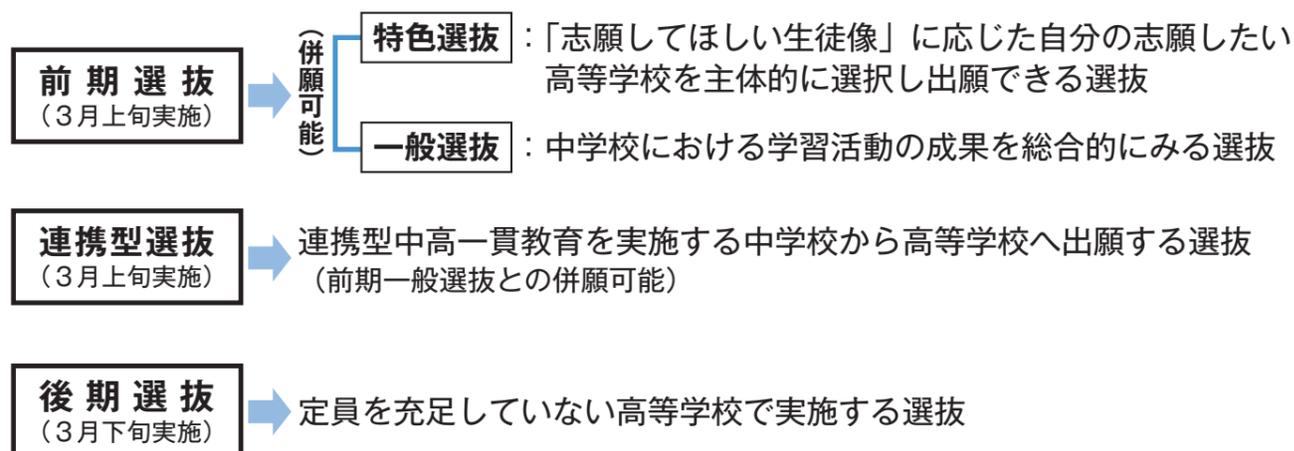
前期選抜と連携型選抜の志願者全員に学力検査を課します。

ポイント 3

前期選抜においては、各高等学校が「志願してほしい生徒像」を具体的に示し、各高等学校の特色に応じて実施する特色選抜と、中学校*における学習活動の成果を総合的にみる一般選抜を行います。

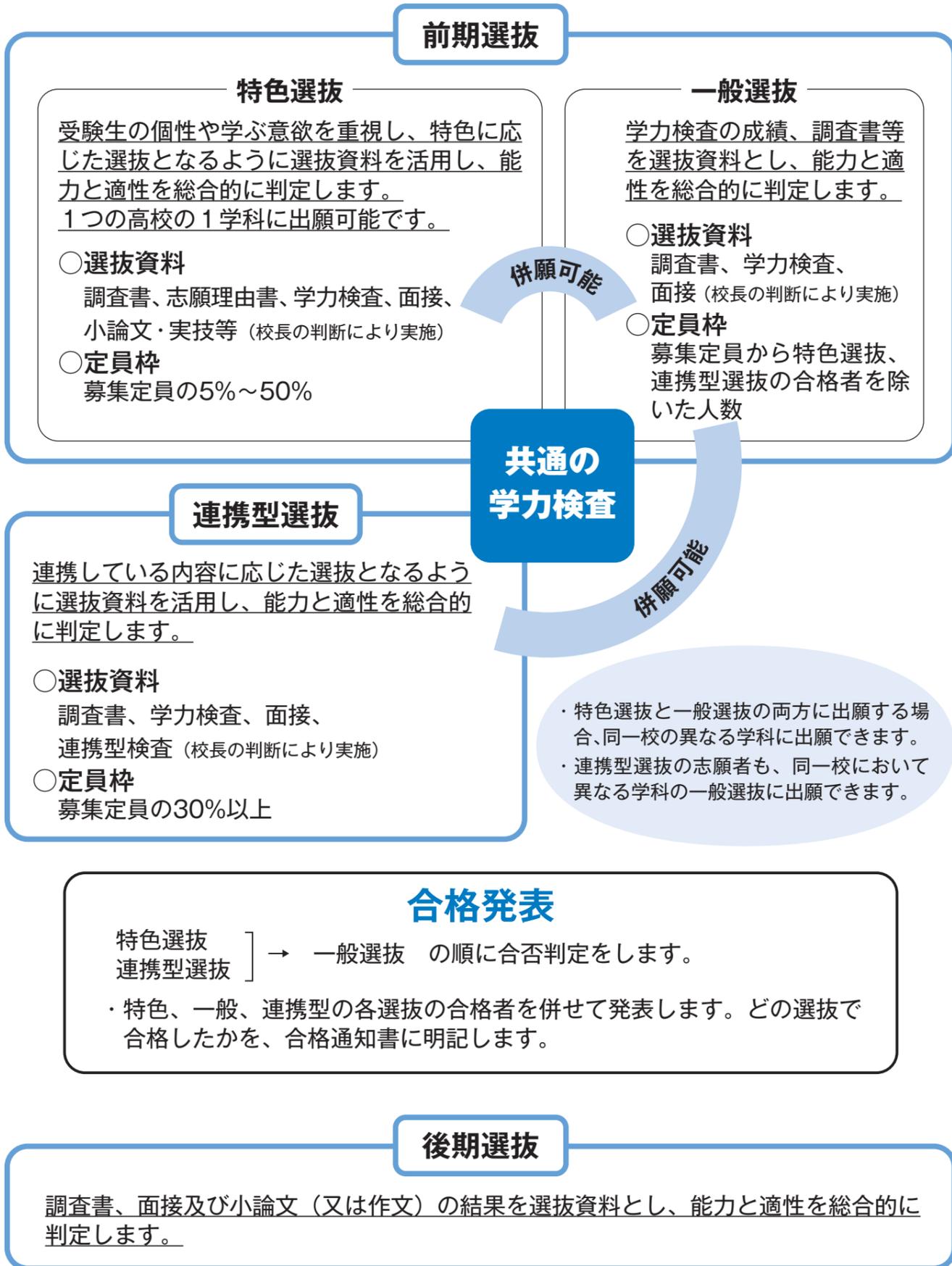
※中学校：中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を指す。

■ 新しい入学者選抜制度



福島県教育委員会

● **新しい入学者選抜制度の概要** (特色選抜と一般選抜の両方、連携型選抜と一般選抜の両方に出願する場合)



● **特色選抜、連携型選抜における選抜資料の配点**

学力検査の合計点、調査書、面接、小論文・実技等、連携型検査の点数の配点を各高等学校が学科の特色に応じて設定できるようになりました。学力検査と調査書等の合計点の満点を「学力検査の満点の2倍以上かつ1000点以下の範囲」に設定します。

※面接については、段階評価とし、点数化しない扱いとする学校もあります。

※学力検査は250点満点を原則としますが、各高校が学科の特色に応じて学科ごとに傾斜配点して加点することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{学力検査の} \\ \text{満点の2倍} \end{array} \right) \leq \left\{ \begin{array}{l} \text{①学力検査} \\ \text{②調査書} \\ \text{③面接} \\ \text{④小論文・実技等 (特色選抜)} \\ \text{連携型検査 (連携型選抜)} \end{array} \right\} \text{①②及び} \\ \text{学校により③④も} \leq 1000 \text{点} \\ \text{含めた合計点}$$

● **選抜の流れ** (日程は2020年度入試の予定)

